

令和6年11月
農業委員会議事録

開催日：令和6年11月25日（月）
場所：越谷市農業技術センター2階
研修室
開会時刻：午前 9時55分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 6年11月25日 (月)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	三ツ木 宗一	出	8	豊田 佳樹	出
2	石塚 健造	出	9	小林 博	出
3	田口 勲	出	10	中島 満	出
4	坂巻 慎一	出	11	瀬尾 守	出
5	白鳥 みどり	出	12	金子 繁雄	出
6	山崎 保夫	出	13	小野寺 美佐子	出
7	荻島 元治	出	14	山崎 明美	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	小早川 久夫	出	8	飯高 進	出
2	川上 政己	出	9	齋藤 晃一	出
3	今井 富士雄	出	10	鈴木 喜雄	出
4	林 信雄	出	11	川上 嘉夫	出
5	岡安 昇治	出	12	松沢 浩之	欠
6	須賀 英夫	出	13	原田 正	出
7	高島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 関根 正和
統括主幹 上原 誠
主任 小島 拓也

(説明員) 開発指導課長 田中 克尚

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

③ 報 告

第1号報告 農地法第3条の3の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

第3号報告 農地法18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時50分

9. 会議の内容

局長 皆様、おはようございます。本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。

開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。

会長 皆様、おはようございます。それと県外視察研修お疲れさまでした。出席者の皆さんと群馬県の農業法人に行ってきましたけれども、昭和村というところは赤城山の麓で、雪が降るそうです。冬場の作物が露地ではできないということで、ちょっと離れた渋川とか高崎に土地を借りて、冬場は、野菜を作っているということで、やはり1年間を通して、収入がないと従業員にお金が払えないので大変だということをお聞きしました。以前に嬭恋に農業委員で視察へ行ったのですけれども、あそこは高原キャベツでかなりの収入を得るということで、冬場は仕事なしの話をしていました。嬭恋などは外国人の研修生が多かったということで、給料が安いのかどうかちょっと分かりませんが、嬭恋は本当の1作で従業員を雇っているそうです。法人にすると人を雇わなくてははいけないし、いろいろ経費もかかります。今までは保険だとか、個人で払っていた例もありますけれども、今はそういうわけにはいかないのです、社会保険などいろいろ、法人にすると費用がかかってきますので、前と違って今は法人にするのが非常に大変なのかなと思っております。

それと、もう一か所の農機のシェアを見てきましたけれども、対象は新規就農者らしいです。越谷も何か農機のシェアについて検討しているというお話がありましたけれども、結局新規就農者はトラクターの免許も持っていないから、普通免許で小型特殊で乗れる機械を入れているということで、そういう方にはいいのですが、我々も物によってはシェアしたいアタッチメントがあるので、そういうものをシェアできると我々も利用度があるのかなと思っております。私等はトラクターの後ろにつける草刈り機械のアタッチメントを欲しいと思ってい

るのですが、なかなか個人で買える金額ではないので、そういうものもシェアでやっていただけるとありがたいなと思っております。

先ほど話していたのですけれども、今年の米は、彩のかがやきとほしじるしが駄目だったということで、彩のきずなど、越谷ではあまり作っていないと思うのですが、あきたこまち、この種が非常に売れてしまって、今ないのだそうです。結局8月の下旬の出穂に暑さで負けてしまったので、早めにあきたこまちを植えて、早く収穫を始めれば、後ろ上がりは早くするという方法であきたこまちは売れているのだそうです。

先日、元荒川土地改良区の会議がありまして、行ってきましたが、早くからの水の取り入れはできないとのことでした。ただ、4月9日から元荒川はごみ流しでやるので、その水を利用した番水をやることは可能だそうです。ですから、4月の20日頃からの番水はやってできないことはないような話はしていました。元荒川の方とはそういうお話をしてきましたけれども、何せ彩のかがやきが駄目だったものですから、来年に向けてほかの品種といってもなかなか種が入ってこないというのが現状です。来年も今年みたいな暑さは続くと思いますので、我々農家にとっては自然相手ですから、困った暑さだなと思っております。

話はまとまりませんが、以上で冒頭の挨拶とさせていただきます。慎重審議よろしくお願ひします。

局 長

ありがとうございました。

本日は全員出席でございますので、総会は成立しております。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長

ただいまより開催いたします。

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から2番の石塚委員、3番の田口委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可につ

いての1番は、議事参与制限のある案件でございます。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、●番の●●委員は退席を願います。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩時刻：午前10時03分)

(●番 ●●委員退室：午前10時03分)

(再開時刻：午前10時04分)

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。

統 括 主 幹

第1号議案の1番について、事務局から説明願います。

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は6,630平方メートルです。通作距離は2.5キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人を含め計3名です。

本件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を推進委員4番の林委員よりお願いいたします。

4 番 推 進 委 員

1番の件について説明します。

(林 委 員)

11月21日に現地を確認いたしました。申請地の現況は畑であり、現地は農地として管理されておりました。違反に当たる工作物などはありませんでした。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり、農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題はありません。

以上、報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員 員 なし。

議 長 質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

議 長 続いて、採決を行います。

議 長 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

議 長 [挙手全員]

議 長 挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 ここで暫時休憩いたします。

議 長 (休憩時刻：午前10時06分)

議 長 (●番 ●●委員入室：午前10時06分)

議 長 (再開時刻：午前10時07分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 続きまして、第1号議案の2番及び3番について、事務局から説明願います。

局 長 では、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可についての2番及び3番について説明いたします。

局 長 この2番と3番につきましては、10月の委員会からの継続案件となります。2件とも申請理由は営農拡張で、内容は賃借権の設定です。

局 長 本件許可につきましては、農地法第3条第2項に該当する事項がある場合は許可できないと規定されています。

局 長 まず、農地法第3条第2項の第1号についてですが、賃借する農地は全て耕作する予定です。しかしながら、本件の土地を含めまして、今年の夏以降、幾つかの土地に権利を設定していますが、いずれも遊休農地であったため、遊休状態を解消して土作りを行った上で、来春からの耕作開始を予定しています。

局 長 なお、先月の会議で出た草刈りの状況につきましては、事務局のほうで確認して写真を撮ってきています。草刈りの状況につきましては、皆さんでちょっと回して見ていただくようお願いします。確かにまだ終わってはいないのですけれども、作業のほうは一応前回のときよりは進んでおります。

また、耕作に必要な機械ですが、草刈り機のほか、今月中にトラクター1台、12月にトラクター2台が納品になる予定とのことで、こちらについては10月11日に発注済みであることを確認しています。ただ、追加オプション等の関係で、納期は12月下旬となるそうです。

農作業に従事する者については、法人であり、全ての農地を利用するのに必要な人数を配置する予定です。

第2号から第5号については該当はありません。

それから、法第3条2項の第6号ですけれども、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じるとは、現状考えられませんので、該当はなしということです。

よって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。

以上のように、本件の●●●●●●●●については、越谷市においては、新規の参入となるため、実績がなく、聴取した予定ですとか計画を信じて許可をすることになりますが、これは今後別の者が新規参入または新規就農で申請する場合も同様で、明らかに支障がある場合でなければ、不許可にはできず、信じて許可するということになります。

ただし、前回の会議の際、事務局のほうが強勉強不足で大変申し訳なかったのですが、法律上、今後の農地の管理の状況ですとか耕作の状況を見て、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているなど、農地法第3条の2第1項各号に該当する場合は、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告し、その勧告に従わない場合は、許可を取り消さなければならないという定めがあります。要は、新規参入ですとか新規就農の場合、今後の計画や予定をヒアリングして許可をするのですが、その計画を予定どおりにできず、しかも周囲に迷惑をかけることになったような場合は、許可取消しとなる場合もあるということです。

事務局としましても、委員さんたちの協力を得ながら、引き続き管理状況等を見守り、必要とあれば今申し上げた措置を講ずることになりますので、ここで許可してしまったらおしまいということではござ

いません。また、許可取消しまではいかなくても、管理の状況によっては信用性がないという判断の下に、今後3条は受け付けませんという措置ももちろんあります。ですので、ここで不許可というところまでの要件はないものと思っております。

私からは以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はありませんか。

三ツ木委員。

1 番 委 員
(三ツ木委員)

今、事務局の説明で大変分かりやすくなったのですが、あそこの田んぼというのは現状、田んぼでなくては利用できないのです。畑に多分すると思うのですけれども、畑では耕作できないのです。そういうことも踏まえて、今後よく行政のほうでも監視していただきたいと思えます。

以上です。

局 長

ここだけではなく、今回取得した土地については、引き続き監視といたしますか、見守ってはいきたいと考えております。

議 長

ほかに。

山崎委員。

6 番 委 員
(山崎(保)委員)

この草刈りが終わった後は何に、以前については畑で作物を作るという話だったのですけれども、これからどうするのですか。大分面積が多かったので、私もちょっと気になって、法人で新規参入というのだと、結構ハードル高いなとは思ったのですけれども。

局 長

1つに決まっているわけではないのですけれども、いろいろな作物を植えていくということで話は伺っています。

一応計画のほうでは30種類ぐらい考えているということで伺っています。

6 番 委 員
(山崎(保)委員)

我々が許可するのですけれども、許可した後に取り消すというのは相当なエネルギーが要ると思うのですけれども、その辺は大丈夫なのでしょうか。

局 長

そうですね。取消しの要件もそれなりに厳しいので、そう簡単に許

可取消しというのはいけませんので、そこはちゃんと見極めて、県とかとも相談しながら、ただそこまでいかななくても、先ほど言ったように、農地がちゃんと管理されていないということであれば、今後の3条は受け付けませんというのは比較的ハードル的には低いと思いますので。ただ、ほかの農地にも迷惑をかけるようなことになれば、それはもう取消しにも該当してくると思います。取消しの前に勧告というのが、それも法律的な行為でちゃんと文書で勧告するのですけれども、その辺は見守りながら、要件に該当すればちゃんと遅滞なくできるようにしていきたいと考えています。

議 長

よろしいですか。

ほかに。

中島委員。

10番委員
(中島委員)

この法人自体が越谷市のほうに支店もあるということをやったって、申請地も越谷の住所で申請されていると思うのですけれども、法人であれば、法人税、市に対しては法人市民税が一応かかっているかなと思うのですけれども、その辺の状況を調べていただければ報告いただきたいし、この会社を信用するということですので、今後の法人市民税の状況を見守って、ある程度定期的に見ていただいたほうがいいのかなと。先月の話ですと、2億からの年商はあって、1割ぐらいの利益があると思いますので、そうすれば法人市民税というのは、各いろいろな県に従業員がいると思うのですけれども、越谷市に対してもそれなりの税収が入るはずなのです。赤字でも均等割自体は入るはずなのです。その辺をちょっと調べて今後も見守る、信用する一つとして、この辺も事務局で見ただけであればと思うのですけれども、よろしくをお願いします。

局 長

まだ、そこら辺の調査は行っていませんが、もちろんそれもやらせていただいて、それからちょっと言っていなかった件があるのですけれども、前回の10月25日にここで会議があって、その後28日付で、この会社が国から認定農業者として認定されたのです。なぜ国からかという、越谷市で農業をやっている方は越谷市で認定を受けるので

すけれども、この会社の場合は市だけではなくて県もまたいでいるので、そうするとそういう方の場合は、県もまたいでいるということで、認定農業者の申請は国にすることになって、国のほうから認定農業者として10月28日付で認定がされているのです。そうすると、自動的に越谷市でも認定農業者という形になるのですけれども、そういったものもしょっているので、場合によっては、先ほど言った法的な処分だけではなくて、こちら越谷市で信用がないことがあれば、それは県なり国なりに報告して認定を取り消してもらおうという手段もあると思いますので、逆に言えば、そこまでやっているというところで信用して、その辺と、あと今アドバイスいただいた法人市民税の件とかも、それはこちらできちっとチェックしながらやっていきたいと思います。ありがとうございます。

議 長

よろしいですか。

ほかに。

全 員

なし。

議 長

ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、事務局より説明願います。

統 括 主 幹

議案書の2ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について説明します。

番号、申請人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的はごみ集積所です。転用理由といたしまして、このたび申請地に隣接する土地に住宅を計画したところ、地元自治会長から、この地区の既設ごみ集積所は狭く、新たに世帯が増えると既設ごみ集積所がいっぱいになってしまうので、新

たにごみ集積所の設置を求められたための申請です。

本件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を小野寺委員よりお願いいたします。

1 3 番 委 員
(小野寺委員)

1番の件について説明いたします。

11月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的はごみ集積所です。東側道路接続部分を除き、周囲に新設コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員

なし。

議 長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番については、議事参与制限のある案件でございます。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、

●は退席させていただきます。

議事進行については、荻島職務代理にお願いいたします。

職務代理

統括主幹

職務代理

13番委員
(小野寺委員)

ここで暫時休憩いたします。

(休憩時刻：午前10時25分)

(●番 ●●委員退室：午前10時25分)

(再開時刻：午前10時26分)

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3号議案の1番について、事務局から説明願います。

議案書の3ページを御覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定
についての1番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由とい
たしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人
で居住しておりますが、子育てによい環境の自己用住宅の建築を計画
し、土地を探していたところ、申請地は現在の住まいにも近く、住み
慣れたところで、両親の住宅にも程近く、お互い助け合える最適な場
所と考え、申請に及んだものです。

本件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ
一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が
認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資
力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等
により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を小野
寺委員よりお願いいたします。

1番の件について説明いたします。

11月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的
は住宅です。東側出入口部分を除き、周囲に新設コンクリートブロッ
クを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いた
します。

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしくようお願いいたします。

職務代理

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございますか。

全 員

なし。

職務代理

質疑はないということなので、これで質疑を終結いたします。

続いて採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[挙手全員]

職務代理

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩時刻：午前10時29分)

(●番 ●●委員入室：午前10時29分)

(再開時刻：午前10時30分)

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての2番から6番まで、事務局より説明願います。

統 括 主 幹

議案書の3ページを御覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての2番から6番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、2番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は夫の実家にも程近く、子育て支援や将来両親の介護支援等、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、家財道具が増え、手狭になり、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は夫婦お互いの勤

務先への通勤にも便利で、夫の実家にも程近く、子育て支援や将来両親の介護支援等、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の親族の所有する住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、手狭になり、子育てによる環境の自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地の近くには小中学校があり、両親の住宅にも近く、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、借人は市外に事務所を置き、個人事業主として建設、土建業を営んでおります。現在、他社の資材置場の一部を間借りしておりますが、返却を求められ、新たに資材置場を確保するため、土地を探していたところ、申請地は自宅にも程近く、幹線道路へのアクセスもよい場所で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成17年に市内に本店を置き、主に建設業における重量資材の運搬及び据えつけ工事業務を営む法人です。現在賃借している駐車場が狭く、新たに駐車場を計画し、土地を探していたところ、申請地は出入庫時の道路づけがよい場所で、本社にも近く、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

以上、5件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議

長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、2番及び3番について小野寺委員、4番及び5番について瀬尾委員、6

番について三ツ木委員よりお願いいたします。

それでは、2番及び3番について、小野寺委員よりお願いいたします。

1 3 番 委 員
(小野寺委員)

2番、3番の件について併せて説明いたします。

11月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側出入口部分を除き、周囲に新設コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

4番及び5番について、瀬尾委員よりお願いいたします。

1 1 番 委 員
(瀬尾委員)

まず、4番の件についてご説明いたします。

11月12日に現地確認をしております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅であります。北側出入口部分を除いて、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、5番の件についてご説明いたします。

同じく11月12日に現地確認をしております。申請地の現況は田、転用目的は資材置場であります。西側出入口部分を除いて、周囲にコンクリートブロック及びネットフェンスを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

6番について、三ツ木委員よりお願いいたします。

1 番 委 員
(三ツ木委員)

6番の件について説明します。

11月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は駐車場です。北東側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議よろしくお願ひします。

議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明について質疑はございませんか。</p>
全	員	なし。
議	長	<p>質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。</p> <p>続いて、採決を行います。</p> <p>原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>[挙手全員]</p>
議	長	<p>挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。</p> <p>続きまして、第3号議案の7番から12番について、事務局より説明願います。</p>
統	括	議案書の4ページを御覧ください。
主	幹	<p>第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての7番から12番について説明いたします。</p> <p>番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。</p> <p>それでは、7番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭になり、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は両親の住宅にも程近い場所で、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。</p> <p>続きまして、8番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭になり、環境のよい戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は妻の実家からもさほど遠くない場所で、両親に何かあったときなどに駆けつけることができ、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。</p> <p>続きまして、9番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりま</p>

すが、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は両親の住まいにも程近く、将来両親の介護等、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、子育て等に十分な広さの住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには保育園や小学校があり、子育てする環境も整っていて、両親の住宅にも程近く、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、11番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、借人は昭和51年に市外に本店を置き、主に食品や建築部材の輸配送の業務を営む法人です。現在、蕨市、越谷市及び松伏町に駐車場を賃借していますが、取引先等の都合により、分散して駐車するメリットがなくなりました。また、働き方改革を考慮し、ドライバーの労働時間の短縮、休憩時間の確保やこれらに伴う人材の確保の面からも業務の無駄をなくし、駐車場を統一することで業務の効率や連携を図り、ドライバーの負担を軽減するために、主要な取引先の近くに駐車場の確保を計画し、土地を探していたところ、申請地は大型物流倉庫にも程近く、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、12番の概要ですが、転用目的は車両置場の敷地拡張です。転用理由といたしまして、借人は昭和53年に市外に本店を置き、主に自動車の販売、修理及び点検を営む法人です。近年、自動車の車検、点検及び修理等の車両が増え、現在の車両置場では収容し切れなくなってきたおり、新たに車両置場を計画し、土地を探していたところ、申請地は既設修理工場に隣接しており、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

以上6件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、

議 長

資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、7番から9番について私から説明いたします。10番については田口委員、11番及び12番について石塚委員よりお願いいたします。

それでは、7番から9番について私から説明いたします。

7番及び8番の件について説明いたします。

11月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。北側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、9番の件について説明いたします。

同じく11月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。北側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

10番について、田口委員よりお願いいたします。

3 番 委 員
(田 口 委 員)

それでは、10番の件につきまして説明いたします。

11月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は自己用住宅です。南側の出入口部分を除き、周囲には既設のコンクリートブロックが設置されていることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

11番及び12番について、石塚委員よりお願いいたします。

2 番 委 員
(石 塚 委 員)

11番の件について説明します。

11月12日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は駐車場です。東側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロック

及びフェンスを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

続きまして、12番の件について説明します。

11月12日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は車両置場の敷地拡張です。東側の既存事務所との隣地部分を除き、周囲にコンクリートブロック及びフェンスを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員

なし。

議 長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、報告でございます。

事務局より報告願います。

統 括 主 幹

それでは、報告させていただきます。

議案書の5ページから6ページです。第1号報告 農地法第3条の3の規定による届出の受理について、4件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。

続きまして、議案書の7ページから8ページです。第2号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について、6件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。

第1号報告及び第2号報告についての届出は、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決によりこれを受理し、通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の9ページから12ページです。第3号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。本件は、農地の賃貸借契約の合意解約です。今回3件の通知がありました。内容につきましては、記載のとおりです。

報告事項は以上です。

議長 以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、12月25日水曜日、午前10時からこの会議室で行います。

局長 会長、ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、荻島職務代理からご挨拶をお願いいたします。

職務代理 今年も残すところ1か月になってきました。寒さも例年どおりに下がってきたと思います。皆さんも体に気をつけて、また来月の農業委員会会議に出席をお願いいたします。本日はご苦労さまでした。

局長 ありがとうございました。

本日の総会はこれにて閉会といたします。

(閉会時刻：午前10時50分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和6年11月25日

議 長

署名委員

署名委員